

徴収・換価猶予の 申請の手引き

(問合せ・提出先)

豊中市財務部債権管理課

〒561-8501

豊中市中桜塚3-1-1

TEL06-6858-2161

FAX06-6842-2797

| | |
|----------------------|---------|
| 目 次 | ・・・P.1 |
| 市税の猶予制度について | ・・・P.2 |
| I. 徴収猶予 | ・・・P.3 |
| 1. 徴収猶予の要件 | |
| 2. 申請の手続き・期限 | |
| 3. 徴収猶予の期間 | |
| 4. 徴収猶予の効果 | |
| 5. 提出された申請書等の審査 | |
| 6. 猶予の許可・不許可 | |
| 7. 猶予の取り消しまたは猶予期間の短縮 | |
| ★「徴収猶予申請書」の書き方 | ・・・P.5 |
| II. 換価の猶予 | ・・・P.8 |
| 1. 換価の猶予の要件 | |
| 2. 申請の手続き・期限 | |
| 3. 換価の猶予の期間 | |
| 4. 換価の猶予の効果 | |
| 5. 提出された申請書等の審査 | |
| 6. 猶予の許可・不許可 | |
| 7. 猶予の取り消しまたは猶予期間の短縮 | |
| ★「換価の猶予申請書」の書き方 | ・・・P.10 |
| 様 式 | ・・・P.12 |
| ・ 徴収猶予申請書 | |
| ・ 換価の猶予申請書 | |
| ・ 財産収支状況書 | |
| ・ 財産目録 | |
| ・ 収支の明細書 | |
| ・ 担保提供書 | |
| よくある質問 (FAQ) | ・・・P.19 |

市税の猶予制度について

市税をその納期限までに納付していない場合には、納付するまでの日数に応じて延滞金がかかるほか、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を行うことになります。

ただし、市税及び延滞金等（以下「市税等」）の徴収金を一時に納付することが困難な理由がある場合には、納税者の申請により、納税・差押えの猶予などが認められる場合があります。

●徴収猶予

災害、病気、事業の休廃業などによって市税等を一時に納付又は納入することができないと認められるときや、法定納期限から1年以上経って納付すべき税額が確定した市税等を一時に納付又は納入することができない理由があると認められるときに、申請に基づいて徴収が猶予される制度です。

徴収猶予の効果

- ① 新たな差押えなどの滞納処分の執行を受けません。
- ② 既に差押えを受けている財産があるときには、申請することにより、その差押えが解除される場合があります。
- ③ 徴収猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

●申請による換価の猶予

市税等を一時に納付又は納入することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められるときに、申請に基づいて差押財産の換価が猶予される制度です。

換価の猶予の効果

- ① 既に差押えを受けている財産の換価（売却）が猶予されます。
- ② 差押えにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産については、差押えが猶予（又は差押えが解除）される場合があります。
- ③ 換価の猶予が認められた期間中の延滞金の一部が免除されます。

I. 徴収猶予

1. 徴収猶予の要件

次の1から6の事実により市税等を一時に納付できないときは、1年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合があります。猶予を受けた市税等は、原則として猶予期間中に各月に分割して納付（納入）していただく必要があります。

- 1 納税者等がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったとき
 - 2 納税者等又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したとき
 - 3 納税者等がその事業を廃止し、又は休止したとき
 - 4 納税者等がその事業につき著しい損失を受けたとき（※1）
 - 5 納税者等に上記1から4に類する事実があったとき
 - 6 本来の納期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付（納入）すべき額が確定したとき
- ※1「著しく損失を受けた」とは、申請前の1年間において、その前年の利益の額の2分の1を超える損失（赤字）が生じた場合をいいます。

2. 申請の手続き・期限

徴収猶予の申請をする場合は、次の書類を債権管理課へ提出してください。

（1）猶予の審査のために必要となる書類

○「徴収猶予申請書」（⇒書き方についてはP.5）

○災害等により納付困難となった場合の徴収猶予の申請をする場合には、猶予該当事実があることを証する書類

（例）ア 災害又は盗難のときは、り災証明書、盗難の被害届の写し等

イ 病気又は負傷のときは、医師による診断書、医療費の領収書等

ウ 事業の廃止又は休止のときは、廃（休）業届、登記事項証明書等

エ 事業について著しい損失を受けたときは、直近2年間における収入支出の状況を明らかにした書類、損失発生の原因となることがわかる書類

○「財産収支状況書」

○「財産目録」

○「収支の明細書」

○「担保提供書」

原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。

※但し、次のいずれかに該当する場合は、担保の提供は必要ありません。

- ・ 猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます。）が100万円以下である場合
- ・ 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ・ 担保を提供することができない特別の事情がある場合

（2）申請の期限

○徴収猶予の要件1～5に該当する場合は、猶予を受けようとする期間より前に申請してください。

○徴収猶予の要件6に該当する場合は、本来の納期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付（納入）すべき額が確定した市税の納期限までに申請してください。

3. 徴収猶予の期間

徴収猶予を受けることができる期間は、1年以内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税等を完納することができる認められる期間に限られます。

なお、猶予を受けた市税等は、原則として申請者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して、猶予期間中の各月に納付（納入）していただく必要があります。（やむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。）

4. 徴収猶予の効果

- ・新たな差押えなどの滞納処分が猶予されます。
- ・既に差押えを受けている財産があるときには、申請することにより、その差押えが解除される場合があります。
- ・猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

5. 提出された申請書等の審査

必要な書類が提出されているか、必要な事項が記載されているかを確認し、徴収の猶予の許可・不許可、猶予を許可する金額、期間などの審査を行います。申請に当たって必要となる書類が提出されていない場合や、書類の記載に不備がある場合は、電話等により補正をお願いする場合があります。なお、補正の求めに対し、20日以内に訂正等されないときは、申請を取り下げたものとみなされます。

6. 猶予の許可・不許可

徴収猶予が許可された場合には、「徴収猶予の許可通知書」が送付されますので、納付計画のとおり納付（納入）してください。

次のいずれかに該当するときは、徴収猶予を許可することができません。

- (1) 猶予の要件に該当しないとき
- (2) 申請者について強制換価手続きが開始されたときなど、市税等を猶予期間内に完納することができないと認められるとき
- (3) 猶予の審査に必要な職員の質問に対して回答せず、または帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
- (4) 不当な目的で猶予の申請がされたときなど

7. 猶予の取り消しまたは猶予期間の短縮

徴収猶予が許可された後に、次のいずれかに該当することとなったときは、猶予が取り消されたり、猶予期間が短縮されることがあります。

- (1) 申請者について強制換価手続きが開始されたときなど、市税等を猶予期間内に完納することができないと認められるとき
- (2) 市税等を納付計画通りに納付（納入）しないとき
- (3) 猶予を受けている市税等以外に新たに納付すべきこととなった市税等が滞納となったとき
- (4) 財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でない認められるとき

★「徴収猶予申請書」の書き方

●「申請者」欄

名前（名称）、住所（所在地）、電話番号、携帯番号、申請年月日を記載。
申請者が法人の場合、代表者の氏名を併せて記載の上、代表者印を押印。

●「納付（納入）すべき市税等」欄

徴収の猶予を申請するときに、未納となっている市税を全て期別で記載し、延滞金は「要」と記載。

●「徴収猶予を受けようとする金額」欄

「納付（納入）すべき市税等」の合計額から、現在納付可能資金額を差し引いた金額を記載。

●「徴収猶予を受けようとする期間」欄

「猶予期間の開始日」から「納付（納入）計画の最終日」及びその期間を記載。

※「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日ですが、次に掲げる場合にはそれぞれの日となります。

- ・申請書を提出する日が猶予を受けようとする徴収金の法定納期限以前である場合には、法定納期限の翌日が「猶予期間の開始日」となります。
- ・災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合は、申請書を提出した日にかかわらず、猶予該当事実が生じた日を「猶予期間の開始日」とすることができます。

●「徴収の猶予を受けようとする事実及び市税等を一時に納付（納入）できない事情の詳細」欄

適用条項を記載し、猶予該当事実の詳細及びその事実があったことにより、一時に納付することができないことの原因となっている事情の詳細を具体的に記載。

なお、「本来の納期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付（納入）すべき額が確定したとき」の徴収猶予の申請をする場合は記載の必要はありません。

<適用条項>

- 1号・・・納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。
- 2号・・・納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。
- 3号・・・納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき。
- 4号・・・納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。
- 5号・・・前各号のいずれかに該当する事実に類する事実があったとき。

<記載例>

災害等

令和〇年〇月〇日、台風〇号により、店舗が床上浸水となり、復旧して営業を再開するまで〇日間を要した。そのため、その間の売上利益に相当する〇万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。

病気・負傷

令和〇年〇月に交通事故に遭い、同月から〇か月間〇〇病院に入院し、その後も通院している。治療費及び入院費として、令和〇年〇月から令和〇年〇月までの間に合計〇万円を支払い、〇〇生命保険から保険金〇万円を受領しているため、差引金額である〇万円が、猶予該当事実があったことによる支出となっている。

事業の休廃止

令和〇年〇月から〇月までの売上が前年比〇%減となるなど業績が著しく悪化したため、〇〇業を廃業した。廃業に伴い、在庫商品を原価割れで売却したことによる損失〇万円及び従業員〇人を解雇した際に支払った退職金の合計〇万円を合わせた〇万円が、猶予該当事実があったことによる支出又は損失となっている。

事業上の著しい損失

令和〇年〇月期は〇万円の利益があったが、令和〇年〇月から主要取引先である〇〇社からの受注がなくなったこと等から、令和〇〇年〇月期は〇万円の損失となってしまった。

このうち、令和〇年〇月期の利益金額〇万円の2分の1の金額〇万円を超える部分である〇万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。

●「納付（納入）計画」欄

猶予期間中の全ての納付予定日、各月における納付金額を原則1年以内で完納する計画となるように記載。

●「担保」欄

担保を提供する必要がある場合には「有」にチェックし、担保提供書・資料を添付
※但し、次のいずれかに該当する場合は、担保の提供は必要ありません。

- ・ 猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます。）が100万円以下である場合
- ・ 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ・ 担保を提供することができない特別の事情がある場合

※地方税法により担保として提供できる主な財産は、次のようなものがあります。

- ・ 国債や市長が確実と認める上場株式などの有価証券
- ・ 土地、建物
- ・ 市長が確実と認める保証人の保証



宛名番号

徴収猶予申請書

豊中市長 あて

地方税法第15条の2の規定により徴収猶予を申請します。

| | | | | |
|-----|--------------|--|--------------------------------------|--------------|
| 申請者 | 納税義務者の名前又は名称 | 豊中 未来 <small>(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名印)</small> | 申請年月日 | 令和 2年 6月 20日 |
| | 住(居)所又は所在地 | 豊中市中桜塚〇ー〇ー〇 <small>(法人にあっては、主たる事務所の所在地)</small> | 電話番号〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇 携帯電話090(〇〇〇〇)〇〇〇〇 | |

| 納付(納入)すべき市税等 | 税目 | 年度 | 通知書番号 | 期別 | 納期限 | 税額(円) | 延滞金(円) | 計(円) |
|--------------|------------|----|----------|----|---------|--------|--------|--------|
| | 市府民税(普通徴収) | 2 | ●●●●●●●● | 1 | 2・6・30 | 65,000 | 要 | 65,000 |
| | 市府民税(普通徴収) | 2 | ●●●●●●●● | 2 | 2・8・31 | 65,000 | 要 | 65,000 |
| | 市府民税(普通徴収) | 2 | ●●●●●●●● | 3 | 2・11・2 | 65,000 | 要 | 65,000 |
| | 市府民税(普通徴収) | 2 | ●●●●●●●● | 4 | 2・12・28 | 65,000 | 要 | 65,000 |
| | 合 計 | | | | | | | |

上記のうち徴収猶予を受けようとする金額 260,000 (円)

徴収猶予を受けようとする期間 令和 2年 7月 1日から令和 3年 3月 31日までの 9月間

徴収の猶予を受けようとする事実及び市税等を一時に納付(納入)できない事情の詳細

地方税法第15条第1項第(3)号該当

令和〇年〇月から〇月までの売上が前年比〇%減となるなど業績が著しく悪化したため、〇〇業を廃業した。廃業に伴い、在庫商品を原価割れで売却したことによる損失〇万円及び従業員〇人を解雇した際に支払った退職金の合計〇万円を合わせた〇万円が、猶予該当事実があったことによる支出又は損失となっており、一時に税を納付することができない。

| 納付(納入)計画 | 納付日 | 納付金額(円) | 納付日 | 納付金額(円) |
|----------|--------------|---------|-------------|-------------|
| | 令和 2年 9月30日 | 40,000 | 令和 3年 3月31日 | 20,000 +延滞金 |
| | 令和 2年 10月31日 | 40,000 | 令和 年 月 日 | |
| | 令和 2年 11月30日 | 40,000 | 令和 年 月 日 | |
| | 令和 2年 12月28日 | 40,000 | 令和 年 月 日 | |
| | 令和 3年 2月28日 | 40,000 | 令和 年 月 日 | |

※徴収猶予を受けようとする期間及び納付(納入)計画は、1年以内で記入してください。

| | | |
|----|---|----------------------|
| 担保 | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 | 担保財産の詳細又は提供できない特別の事情 |
|----|---|----------------------|

| | | |
|--------|---|---|
| 添付する書類 | <input checked="" type="checkbox"/> 猶予該当事実があることを証する書類 <input checked="" type="checkbox"/> 財産目録 <input type="checkbox"/> 担保提供書 | <input checked="" type="checkbox"/> 財産収支状況書 <input checked="" type="checkbox"/> 収支の明細書 |
|--------|---|---|

Ⅱ. 換価の猶予

1. 換価の猶予の要件

市税等を一時に納付又は納入することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、市税等の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、1年以内の期間に限り、申請による換価の猶予が認められる場合があります。

なお、換価の猶予を受けようとする市税等以外に、すでに滞納となっている市税等がある場合には、原則として申請による換価の猶予は認められません。

2. 申請の手続き・期限

換価の猶予の申請をする場合は、次の書類を債権管理課へ提出してください。

(1) 猶予の審査のために必要となる書類

- 「換価の猶予申請書」(⇒書き方についてはP.10)
- 「財産収支状況書」
- 「財産目録」
- 「収支の明細書」
- 「担保提供書」

原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。

※但し、次のいずれかに該当する場合は、担保の提供は必要ありません。

- ・ 猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます。）が100万円以下である場合
- ・ 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ・ 担保を提供することができない特別の事情がある場合

(2) 申請の期限

換価の猶予を受けようとする市税等の納期限から6か月以内に申請してください。

3. 換価の猶予の期間

換価の猶予を受けることができる期間は、1年以内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税等を完納することができると思われる期間に限られます。

なお、猶予を受けた市税等は、原則として申請者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して、猶予期間中の各月に納付（納入）していただく必要があります。（やむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。）

4. 換価の猶予の効果

- ・ 既に差押えを受けている財産の換価（売却）が猶予されます。
- ・ 差押えにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産については、差押えが猶予（又は差押えが解除）される場合があります。
- ・ 換価の猶予が認められた期間中の延滞金の一部が免除されます。

※換価の猶予の期間中でも督促状は送付されます。

5. 提出された申請書等の審査

必要な書類が提出されているか、必要な事項が記載されているかを確認し、換価の猶予の許可・不許可、猶予を許可する金額、期間などの審査を行います。申請に当たって必要となる書類が提出されていない場合や、書類の記載に不備がある場合は、電話等により補正をお願いする場合があります。なお、補正の求めに対し、20日以内に訂正等されないときは、申請を取り下げたものとみなされます。

6. 猶予の許可・不許可

徴収猶予が許可された場合には、「換価の猶予の許可通知書」が送付されますので、納付計画のとおり納付（納入）してください。

次のいずれかに該当するときは、換価の猶予を許可することができません。

- (1) 換価の猶予の要件に該当しないとき
- (2) 申請者について強制換価手続きが開始されたときなど、市税等を猶予期間内に完納することができないと認められるとき
- (3) 猶予の審査に必要な職員の質問に対して回答せず、または帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
- (4) 不当な目的で猶予の申請がされたときなど

7. 猶予の取り消しまたは猶予期間の短縮

換価の猶予が許可された後に、次のいずれかに該当することとなったときは、猶予が取り消されたり、猶予期間が短縮されることがあります。

- (1) 申請者について強制換価手続きが開始されたときなど、市税等を猶予期間内に完納することができないと認められるとき
- (2) 市税等を納付計画通りに納付（納入）しないとき
- (3) 猶予を受けている市税等以外に新たに納付すべきこととなった市税等が滞納となったとき
- (4) 財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でない認められるとき

★「換価の猶予申請書」の書き方

●「申請者」欄

名前（名称）、住所（所在地）、電話番号、携帯番号、申請年月日を記載。
申請者が法人の場合、代表者の氏名を併せて記載の上、代表者印を押印。

●「納付（納入）すべき市税等」欄

換価の猶予を申請するときに、未納となっている市税を全て期別で記載し、延滞金は「要」と記載。

●「換価の猶予を受けようとする金額」欄

「納付（納入）すべき市税等」の合計額から、現在納付可能資金額を差し引いた金額を記載。

●「換価の猶予を受けようとする期間」欄

「猶予期間の開始日」から「納付（納入）計画の最終日」及びその期間を記載

※「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日です。ただし、納付すべき市税等の法定納期限以前に申請書を提出する場合は、納付すべき市税等の法定納期限の翌日が「猶予期間の開始日」となります。

●「市税等を一時に納付（納入）することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細」欄 換価の猶予の申請理由を具体的に記載

<記載例>

- ・高齢で、年金の受給はく、収益物件の収入のみで生活しているが、差押不動産は銀行が抵当権を設定しており、評価額と比べても換価価値がなく、賃料を差押し換価することにより、収入が途絶え生活の維持ができなくなる。
- ・個人事業を営んでいるが、〇〇会社との契約が〇月をもって終了することになった。〇〇会社との取引は、売上の約〇%を占めていたため、資金繰りが急速に悪化。現在、経費や生活費を節約するほか、家賃の安い住居に転居することにより、事業資金を捻出しているが、今月の収入金額を市税の納付に充てた場合は、事業資金だけでなく、生活費の捻出も厳しくなり生活の維持が困難になる。

●「納付（納入）計画」欄

猶予期間中の全ての納付予定日、各月における納付金額を原則 1 年以内で完納する計画となるように記載。

●「担保」欄

担保を提供する必要がある場合には「有」にチェックし、担保提供書・資料を添付
※但し、次のいずれかに該当する場合は、担保の提供は必要ありません。

- ・猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含まず。）が 100 万円以下である場合
- ・猶予を受ける期間が 3 か月以内である場合
- ・担保を提供することができない特別の事情がある場合



宛名番号

換価の猶予申請書

豊中市長 あて

地方税法第15条の6の2の規定により換価の猶予を申請します。

| | | | | |
|-----|--------------|--|--------------------------------------|--------------|
| 申請者 | 納税義務者の名前又は名称 | 豊中 未来 <small>(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名印)</small> | 申請年月日 | 令和 2年 6月 20日 |
| | 住(居)所又は所在地 | 豊中市中桜塚〇-〇-〇 <small>(法人にあつては、主たる事務所の所在地)</small> | 電話番号〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇 携帯電話090(〇〇〇〇)〇〇〇〇 | |

| 納付(納入)すべき市税等 | 税目 | 年度 | 通知書番号 | 期別 | 納期限 | 税額(円) | 延滞金(円) | 計(円) |
|--------------|------------|----|----------|----|---------|--------|--------|---------|
| | 市府民税(普通徴収) | 2 | ●●●●●●●● | 1 | 2・6・30 | 65,000 | 要 | 65,000 |
| | 市府民税(普通徴収) | 2 | ●●●●●●●● | 2 | 2・8・31 | 65,000 | 要 | 65,000 |
| | 市府民税(普通徴収) | 2 | ●●●●●●●● | 3 | 2・11・2 | 65,000 | 要 | 65,000 |
| | 市府民税(普通徴収) | 2 | ●●●●●●●● | 4 | 2・12・28 | 65,000 | 要 | 65,000 |
| | | | — | | ・ | | | |
| | | | — | | ・ | | | |
| | | | — | | ・ | | | |
| | | | — | | ・ | | | |
| 合 計 | | | | | | | | 260,000 |

| | |
|----------------------|-------------|
| 上記のうち換価の猶予を受けようとする金額 | 260,000 (円) |
|----------------------|-------------|

| | |
|-----------------|----------------------------------|
| 換価の猶予を受けようとする期間 | 令和 2年 7月 1日から令和 3年 3月 31日までの 9月間 |
|-----------------|----------------------------------|

| | |
|---|---|
| 市税等を一時に納付(納入)することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細 | 個人事業を営んでいるが、〇〇会社との契約が〇月をもって終了することになった。 |
| | 〇〇会社との取引は、売上の約〇%を占めていたため、資金繰りが急速に悪化。現在、経費や生活費を節約するほか、家賃の安い住居に転居することにより、事業資金を捻出しているが、今月の収入金額を市税の納付に充てた場合は、事業資金だけでなく、生活費の捻出も厳しくなり生活の維持が困難になる。 |

| 納付(納入)計画 | 納付日 | 納付金額(円) | 納付日 | 納付金額(円) |
|----------|--------------|---------|-------------|-------------|
| | 令和 2年 9月30日 | 40,000 | 令和 3年 3月31日 | 20,000 +延滞金 |
| | 令和 2年 10月31日 | 40,000 | 令和 年 月 日 | |
| | 令和 2年 11月30日 | 40,000 | 令和 年 月 日 | |
| | 令和 2年 12月28日 | 40,000 | 令和 年 月 日 | |
| | 令和 3年 1月31日 | 40,000 | 令和 年 月 日 | |
| | 令和 3年 2月28日 | 40,000 | 令和 年 月 日 | |

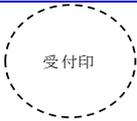
※換価の猶予を受けようとする期間及び納付(納入)計画は、1年以内で記入してください。

| | | | |
|----|---------------------------------------|-------------|--|
| 担保 | <input type="checkbox"/> 有 | 担保財産の詳細又は | |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 無 | 提供できない特別の事情 | |

| | | |
|--------|---|--|
| 添付する書類 | <input checked="" type="checkbox"/> 財産収支状況書 <input checked="" type="checkbox"/> 収支の明細書 | <input checked="" type="checkbox"/> 財産目録 <input type="checkbox"/> 担保提供書 |
|--------|---|--|

様 式

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|-------------------------|-------|---|---------------------|----------|------|--|
| <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div> | <h2 style="margin: 0;">徴収猶予申請書</h2> <p style="margin: 5px 0 0 0;">豊 中 市 長 あて</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">地方税法第15条の2の規定により徴収猶予を申請します。</p> | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">宛名番号</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">—</td> </tr> </table> | 宛名番号 | — | | | | | |
| 宛名番号 | — | | | | | | | | |
| 申請者 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納税義務者の名前又は名称</td> <td style="width: 30%; font-size: small;">(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名印)</td> <td style="width: 10%;">申請年月日</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table> | 納税義務者の名前又は名称 | (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名印) | 申請年月日 | 年 月 日 | | | | |
| | 納税義務者の名前又は名称 | (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名印) | 申請年月日 | 年 月 日 | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">住(居)所又は所在地</td> <td colspan="3" style="font-size: small;">(法人にあっては、主たる事務所の所在地)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">電話番号 ()</td> <td style="text-align: center;">携帯電話 ()</td> <td></td> </tr> </table> | 住(居)所又は所在地 | (法人にあっては、主たる事務所の所在地) | | | | 電話番号 () | 携帯電話 () | | |
| 住(居)所又は所在地 | (法人にあっては、主たる事務所の所在地) | | | | | | | | |
| | 電話番号 () | 携帯電話 () | | | | | | | |
| 納付(納入)すべき市税等 | 税目 | 年度 | 通知書番号 | 期別 | 納期限 | 税額(円) | 延滞金(円) | 計(円) | |
| | | | — | | . . | | | | |
| | | | — | | . . | | | | |
| | | | — | | . . | | | | |
| | | | — | | . . | | | | |
| | | | — | | . . | | | | |
| | | | — | | . . | | | | |
| | | | — | | . . | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | |
| 上記のうち徴収猶予を受けようとする金額 | | | | | | (円) | | | |
| 徴収猶予を受けようとする期間 | | | | | | 年 月 日から 年 月 日までの 月間 | | | |
| 徴収の猶予を受けようとする事実及び市税等を一時に納付(納入)できない事情の詳細 | | 地方税法第15条第1項第()号該当 | | | | | | | |
| 納付(納入)計画 | 納 付 日 | 納 付 金 額 (円) | | | 納 付 日 | 納 付 金 額 (円) | | | |
| | 年 月 日 | | | | 年 月 日 | | | | |
| | 年 月 日 | | | | 年 月 日 | | | | |
| | 年 月 日 | | | | 年 月 日 | | | | |
| | 年 月 日 | | | | 年 月 日 | | | | |
| | 年 月 日 | | | | 年 月 日 | | | | |
| ※徴収猶予を受けようとする期間及び納付(納入)計画は、1年以内で記入してください。 | | | | | | | | | |
| 担保 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | 担保財産の詳細又は 提供できない特別の事情 | | | | | | | |
| 添付する書類 | | <input type="checkbox"/> 猶予該当事実があることを証する書類 <input type="checkbox"/> 財産目録 <input type="checkbox"/> 担保提供書 | | | <input type="checkbox"/> 財産収支状況書 <input type="checkbox"/> 収支の明細書 | | | | |



宛名番号

換価の猶予申請書

豊中市長 あて

地方税法第15条の6の2の規定により換価の猶予を申請します。

| | | | | | |
|-----|---|-------------------|---|---|---|
| 申請者 | 納税義務者の名前又は名称 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名印) | 申請年月日 | 年 | 月 | 日 |
| | 住(居)所又は所在地 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) | 電話番号 () 携帯電話 () | | | |

| 納付(納入)すべき市税等 | 税目 | 年度 | 通知書番号 | 期別 | 納期限 | 税額(円) | 延滞金(円) | 計(円) | |
|--------------|----|----|-------|----|-----|-------|--------|------|--|
| | | | | — | | ・ | | | |
| | | | | — | | ・ | | | |
| | | | | — | | ・ | | | |
| | | | | — | | ・ | | | |
| | | | | — | | ・ | | | |
| | | | | — | | ・ | | | |
| | | | | — | | ・ | | | |
| | | | | — | | ・ | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | |

| | |
|----------------------|-----|
| 上記のうち換価の猶予を受けようとする金額 | (円) |
|----------------------|-----|

| | |
|-----------------|---------------------|
| 換価の猶予を受けようとする期間 | 年 月 日から 年 月 日までの 月間 |
|-----------------|---------------------|

| | |
|---|---|
| 市税等を一時に納付(納入)することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細 | <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> |
|---|---|

| 納付(納入)計画 | 納付日 | 納付金額(円) | 納付日 | 納付金額(円) |
|----------|-------|---------|-------|---------|
| | 年 月 日 | | 年 月 日 | |
| | 年 月 日 | | 年 月 日 | |
| | 年 月 日 | | 年 月 日 | |
| | 年 月 日 | | 年 月 日 | |
| | 年 月 日 | | 年 月 日 | |
| | 年 月 日 | | 年 月 日 | |

※換価の猶予を受けようとする期間及び納付(納入)計画は、1年以内で記入してください。

| | | | |
|----|----------------------------|-------------|--|
| 担保 | <input type="checkbox"/> 有 | 担保財産の詳細又は | |
| | <input type="checkbox"/> 無 | 提供できない特別の事情 | |

| | |
|--------|--|
| 添付する書類 | <input type="checkbox"/> 財産収支状況書 <input type="checkbox"/> 財産目録 <input type="checkbox"/> 収支の明細書 <input type="checkbox"/> 担保提供書 |
|--------|--|



財産収支状況書

年 月 日

1 申請者名等

| | | | |
|-----------|--|----------|--|
| 住所 所在地 | | 氏名 名称 | |
|-----------|--|----------|--|

2 現金・預貯金残高

| 現金及び預貯金等 | 預貯金等の種類 | 預貯金等の額 | 現金及び預貯金等 | 預貯金等の種類 | 預貯金等の額 |
|----------|---------|--------|-----------|---------|--------|
| 手持ち現金 | 現金 | 円 | | | 円 |
| | | 円 | | | 円 |
| | | 円 | | | 円 |
| | | | 現金・預貯金等合計 | | 円 |

3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)

| <input type="checkbox"/> 法人等 | 見込金額 | <input type="checkbox"/> 個人 | 見込金額 |
|------------------------------|-------|-----------------------------|---------------------------|
| 収 | 売上 | 収 | 給与・報酬(手取) |
| 入 | | 入 | 年金・事業所得(1か月相当) |
| | 収入合計 | | 収入合計 |
| 支 | 仕入 | 支 | 住居費(家賃・住宅ローン・駐車場代) |
| 出 | 従業員給与 | | 食費 |
| | 役員報酬 | | 被服費 |
| | 家賃等 | | 水道光熱費・通信費・新聞代(ネット料金含) |
| | 諸経費 | | こつかい、交際費等 |
| | 借入返済 | | 保険掛金 |
| | | | その他ローン(事業用を除く) |
| | | | 医療費・教育費・養育費 |
| | | | 家族等の収入・家族等からの借入等(マイナスで記入) |
| | 支出合計 | | 支出合計 |
| | | | 生計を一にする家族の人数(申請者本人を含む) |

4 直近1年間の状況

| 月 | ①総収入 | ②総支出 | ③差額(①-②) | 備考 |
|---|------|------|----------|------|
| 月 | 円 | 円 | 円 | |
| 月 | 円 | 円 | 円 | |
| 月 | 円 | 円 | 円 | |
| 月 | 円 | 円 | 円 | |
| 月 | 円 | 円 | 円 | |
| 月 | 円 | 円 | 円 | |
| 月 | 円 | 円 | 円 | |
| 月 | 円 | 円 | 円 | |
| 月 | 円 | 円 | 円 | |
| 月 | 円 | 円 | 円 | |
| | | | | 【備考】 |

5 財産等の状況

(1) 売掛金・貸付金等の状況

| 売掛先等の名称・住所 | 売掛金等の額 | 回収予定日 | 種類 | 回収方法 |
|------------|--------|-------|----|------|
| | 円 | ・ | | |
| | 円 | ・ | | |
| | 円 | ・ | | |

(2) 借入金・買掛金の状況

| 借入先等の名称 | 借入金等の金額 | 月額返済額 | 返済終了(支払)年月 | 追加借入の可否 | 担保提供財産等 |
|---------|---------|-------|------------|---------|---------|
| | 円 | 円 | 年 月 | 可・否 | |
| | 円 | 円 | 年 月 | 可・否 | |

(3) その他の財産の状況

| | | | |
|------|--|----------|--|
| 不動産等 | | 国債・株式等 | |
| 車両 | | その他(保険等) | |



年 月 日

財 産 目 録

1 申請者名等

| | |
|-----------|------------|
| 住所 所在地 | 氏 名 名 称 |
|-----------|------------|

2 財産の状況

(1) 預貯金等の状況

| 金融機関等の名称 | 預貯金等の種類 | 預貯金等の額 | 金融機関等の名称 | 預貯金等の種類 | 預貯金等の額 |
|-----------|---------|--------|----------|---------|--------|
| 手持ち現金 | 現金 | 円 | | | 円 |
| | | 円 | | | 円 |
| | | 円 | | | 円 |
| 現金・預貯金等合計 | | | | | 円 |

(2) 売掛金・貸付金等の状況

| 売 掛 先 等 の 名 称 ・ 住 所 | 種 類 | 回収予定日 | 回収方法 | 売 掛 金 等 の 額 |
|---------------------|-----|-------|------|-------------|
| | | . . | | 円 |
| | | . . | | 円 |
| | | . . | | 円 |
| | | . . | | 円 |

(3) 借入金・買掛金の状況

| 借 入 先 等 の 名 称 | 借入金等の金額 | 月 額 返 済 額 | 返済終了(支払)年月 | 追加借入の可否 | 担 保 提 供 財 産 等 |
|---------------|---------|-----------|------------|---------|---------------|
| | 円 | 円 | 年 月 | 可・否 | |
| | 円 | 円 | 年 月 | 可・否 | |
| | 円 | 円 | 年 月 | 可・否 | |

(4) その他の財産の状況

| 財 産 の 種 類 | 金 額 |
|---------------------------|-----|
| 国 債 ・ 株 式 等 | 円 |
| 不 動 産 等 | 円 |
| 車 両 | 円 |
| そ の 他 財 産 (敷金、保証金、保険等) | 円 |

3 当面の必要資金額

| 項 目 | 金 額 | 内 容 | | | | | | |
|------------------|-----|---|-----------------------|-------------|-----------|---------------------------|------|---|
| 支 出 見 込 | 円 | <input type="checkbox"/> 事業支出 (法人等の場合) | 仕入 | 円 | 従業員給与 | 円 | 役員報酬 | 円 |
| | | | 家賃等 | 円 | 諸経費 | 円 | 借入返済 | 円 |
| | 円 | <input type="checkbox"/> 生活費 (個人の場合) | 住居費(家賃・住宅ローン・駐車場代) | 円 | 食費 | 円 | 被服費 | 円 |
| | | | 水道光熱費・通信費・新聞代(ネット料金含) | 円 | こづかい・交際費等 | 円 | 保険掛金 | 円 |
| その他ローン(事業用を除く) | | | 円 | 医療費・教育費・養育費 | 円 | 家族等の収入・家族等からの借入等(マイナスで記入) | 円 | |
| | 人 | | 円 | | 円 | | 円 | |
| 収入見込 | 円 | | 円 | | 円 | | 円 | |
| | | | 円 | | 円 | | 円 | |



| | | |
|---|---|---|
| 年 | 月 | 日 |
|---|---|---|

収支の明細書

1 申請者名等

| | |
|-----------|----------|
| 住所 所在地 | 氏名 名称 |
|-----------|----------|

2 直前1年間における各月の収入及び支出の状況

| 年月 | ① 総収入金額 | ② 総支出金額 | 差額 (① - ②) | 備考 |
|-----|---------|---------|------------|----|
| 年 月 | 円 | 円 | 円 | |
| 年 月 | 円 | 円 | 円 | |
| 年 月 | 円 | 円 | 円 | |
| 年 月 | 円 | 円 | 円 | |
| 年 月 | 円 | 円 | 円 | |
| 年 月 | 円 | 円 | 円 | |
| 年 月 | 円 | 円 | 円 | |
| 年 月 | 円 | 円 | 円 | |
| 年 月 | 円 | 円 | 円 | |
| 年 月 | 円 | 円 | 円 | |
| 年 月 | 円 | 円 | 円 | |
| 年 月 | 円 | 円 | 円 | |
| 年 月 | 円 | 円 | 円 | |
| 年 月 | 円 | 円 | 円 | |
| 年 月 | 円 | 円 | 円 | |

3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)

| | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|----|------|----|------------------------------------|---|------|-------------|------------------------|----|---------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 申請者が法人等の場合 | | | | <input type="checkbox"/> 申請者が個人の場合 | | | | 生計を一にする家族の人数(申請者本人を含む) | | | |
| 収入 | 売上 | 円 | 支出 | 仕入 | 円 | 収入 | 給与 | 円 | 支出 | 住居費(家賃・住宅ローン・駐車場代) | 円 |
| | | 円 | | 従業員給与 | 円 | | 報酬 | 円 | | 食費 | 円 |
| | | 円 | | 役員報酬 | 円 | | 年金(1か月相当) | 円 | | 被服費 | 円 |
| | | 円 | | 家賃等 | 円 | | 事業所得(1か月相当) | 円 | | 水道光熱費・通信費・新聞代(ネット料金含) | 円 |
| | | 円 | | 諸経費 | 円 | | | 円 | | こづかい・交際費等 | 円 |
| | | 円 | | 借入返済 | 円 | | | 円 | | 保険掛金 | 円 |
| | | 円 | | | 円 | | | 円 | | その他ローン(事業用を除く) | 円 |
| | | 円 | | | 円 | | | 円 | | 医療費 | 円 |
| | | 円 | | | 円 | | | 円 | | 教育費・養育費 | 円 |
| | | 円 | | | 円 | | | 円 | | 家族等の収入・家族等からの借入等(マイナスで記入) | 円 |
| 収入合計 | 円 | 支出合計 | 円 | 収入合計 | 円 | 支出合計 | 円 | | | | |

4 今後1年以内における賞与等の臨時的な収入及び支出の見込金額

| | 内 容 | 年 月 | 金 額 |
|------|-----|-----|-----|
| 臨時収入 | | 年 月 | 円 |
| | | 年 月 | 円 |
| | | 年 月 | 円 |
| | | 年 月 | 円 |
| | | 年 月 | 円 |
| 臨時支出 | | 年 月 | 円 |
| | | 年 月 | 円 |
| | | 年 月 | 円 |
| | | 年 月 | 円 |
| | | 年 月 | 円 |

| 5 今後1年以内に納付すべきことを見込まれる国税及び地方税等 | | | | | |
|--------------------------------|---|----|----|---|---|
| 年 | 月 | 税目 | 金額 | 年 | 月 |
| 年 | 月 | | 円 | 年 | 月 |
| 年 | 月 | | 円 | 年 | 月 |
| 年 | 月 | | 円 | 年 | 月 |
| 年 | 月 | | 円 | 年 | 月 |

| 6 家族(役員)の状況 | | | | |
|-------------|----|-------|-------------------------|----------|
| 続柄 (役職) | 氏名 | 生年月日 | 収入・報酬(月額) (専従者給与を含む) | 職業・所有財産等 |
| | | 年 月 日 | 円 | |
| | | 年 月 日 | 円 | |
| | | 年 月 日 | 円 | |
| | | 年 月 日 | 円 | |

| |
|------|
| 【備考】 |
|------|



担 保 提 供 書

年 月 日

豊中市長 あて

住 所 又 は
所 在 地

名 前 又 は
名 称 印 (法人にあつてはその名称及び代表者氏名印) ⑩

徴収（換価）の猶予に係る下記市税の担保として、次のとおり担保を提供します。

| 担保される金額 | 税 目 | 年度 | 通知書番号 | 期別 | 納期限 | 税額（円） | 延滞金（円） | 計（円） |
|---------------------|-----|----|-------|----|-------|-------|--------|------|
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | 合 計 | | | | | | | |
| 猶 予 税 額 の 最 終 納 期 限 | | | | | 年 月 日 | | | |

| 担保の内容 | 名称、数量、性質、所在その他 | 供託、登記、登録の番号 | 担 保 提 供 年 月 日 |
|-------|----------------|-------------|---------------|
| | | | |

上記の担保提供に同意します。

所有者

住 所（所在地）

名 前（名 称）

⑩

(注) 延滞金は、地方税法及び豊中市市税条例並びに国税徴収法の規定による金額（ただし、上記「延滞金」欄の金額は分納猶予期限までのもの）です。

○よくある質問（FAQ）

1. 徴収猶予について

問 1 徴収猶予とは何ですか。

徴収の猶予は、災害、病気、事業の休（廃）止・損失などの理由で、税金を納期限までに納付することができないときに、分割等により納税ができるようになる制度です。

問 2 徴収猶予の要件にある「納税者等に上記 1 から 4 に類する事実があったとき」には、どのようなものがありますか。

例えば、下記のような事例があります

- ・交通事故などで財産が損壊されたとき
- ・親族等の医療費を負担しなければならないとき
- ・取引先の破産等で売掛金の回収が困難または不能となったとき
- ・所得が著しく減少又は皆無となったとき
- ・事業の一部について休廃止した場合または販売額等が前年同期比 80 パーセント以上減少している期間が 1 か月を超えるとき
- ・事業の損失額（1 年間に相当する金額）が過去 3 か年の平均年間利益額の 3 分の 1 を超えるとき

問 3 徴収猶予の要件である「4 納税者等がその事業につき著しい損失を受けたとき」について教えてください。

「事業について著しく損失を受けたとき」とは、徴収猶予の申請前の 1 年間において、さらにその直前 1 年間の利益の額の 2 分の 1 を超えて損失が生じていることをいいます。よって、都合 2 年間の損益計算を確認することとなります。

2. 換価の猶予について

問 4 換価の猶予とは何ですか。

換価の猶予は、納税により事業の継続や生活の維持が困難となるおそれがある場合に、分割等により納税ができるようになる制度です。

問5 「換価」とは何ですか。

不動産の換価を例にすると、不動産を換価する場合、まず、「差押」を行うことによって、所有者が不動産を売却できないようにします。そのうえで、公売により売却し、未納の税金を回収しますが、この売却にあたる行為が「換価」です。

「差押」及び「換価」の対象となる財産・収入には、他に「預金を引き出す権利」、「給料を受け取る権利」、「生命保険の解約返戻金を受け取る権利」などがあります。

3. 猶予制度全般について

問6 徴収猶予と、換価の猶予の違いは何ですか。

主な違いは次のとおりです。

| | 徴収猶予 | 換価の猶予 |
|------|---|--|
| 要件 | 災害、病気、事業の休（廃）止・損失などの理由で、税金を納期限までに納付することができないとき。 | ・納税により事業の継続や生活の維持が困難となるおそれがある場合。 ・納税について誠実な意思を有すること |
| 申請期限 | 期限はありませんが、猶予を受けようとする期間より前 | 納期限から6ヶ月以内 |
| 効果 | 新たに督促及び滞納処分（差押えなど）が行われない。 | 督促状が送付される。差押している財産の換価が行われない。 |

問7 納期限が1年間延長となるのですか。

最大で1年間の期間を定めて、納付を猶予するものですので、必ずしも納期限が1年先に延びるわけではありません。それよりも短い期間で納付できる場合は、1年未満の猶予期間となります。

問 8 免除とは違いますか。

徴収猶予・換価の猶予は、税の納付を将来に先送りする制度であり、免除になるわけではありません。分割によっても納付が困難であるなどの事情がある場合は、税の減免制度がありますので、ご相談ください。

問 9 猶予が認められるとどうなりますか。

猶予を認めた1年以内の期間で、分割して納付していただくことになります。また、すでに差押となっている財産がある場合は、申請により解除する場合があります。

問 10 猶予が認められないとどうなりますか。

原則として、納期限までに納付していただくことになります。納付がない場合は、差押による財産の処分が行われますが、納税できないと判断した場合は、当面の間、差押を保留する場合がありますので、その際は早めにご相談ください。

問 11 猶予が取消となった場合はどうなりますか。

原則として、すでに納期限を経過した税金については、一括で納付していただき、納期限が未到来の税金については、納期限までに納付していただくこととなります。納付がない場合は、差押による財産の処分が行われますが、納税できないと判断した場合は、当面の間、差押を保留する場合がありますので、その際は早めにご相談ください。

問 12 猶予を申請する税金は、現在課税されているすべての税金になりますか。

納期限内に納付できる税金については、猶予の申請をする必要はありません。ただし、猶予が認められた場合であっても、猶予の申請をしなかった税金が未納になった場合は、猶予が取消となることがありますので、注意してください。

問 13 新型コロナウイルスの影響で大幅な減収があったが、猶予の対象となりますか。

要件に該当すれば、徴収猶予、換価の猶予の対象となり得ます。

問 14 猶予期間中は、「滞納がない証明」などを発行してもらえますか。

納期限を経過している税金が存在することになるため、「滞納がない証明」は発行することができません。証明書の提出先に、猶予に該当していることを説明のうえ、相談するなどの対応をご検討ください。

問 15 市民税を給与から天引きされていて生活が苦しいとき、猶予を受けることはできますか。

市民税を特別徴収の方法によって納付する納税者は、その市民税について猶予を受けることができません。

問 16 猶予を受けずに税金を未納にしているとどうなりますか。

納期限経過後、督促状が届き、それでも納付しなかった場合は、差押などの滞納処分を受けることとなります。

問 17 猶予を受けて分割納付していましたが、事情が変わり、計画どおりに納付することができなくなりましたが、どうすればよいですか。

猶予期間内であれば、猶予の延長も含めて、納付計画を見直すこともできますので、早めにご相談ください。なお、やむを得ない事情もなく、連絡もないまま、納期限や猶予期間を過ぎた場合、延長の申請は認められませんので、ご注意ください。

問 18 猶予の許可通知書が送られてきたのですが、差押は解除されますか。

すでに差押を行ったものについては、原則として納税者からの申請がない限り、差押を継続します。事業の継続又は生活の維持に支障があるときは、差押を解除する場合がありますので、ご相談ください。

4. 申請手続きについて

問 19 申請にはどのような方法がありますか。

申請書と添付書類を提出していただきます。提出の方法は、持参、郵送を問いません。なお、申請書等の用紙は市債権管理課窓口または市ホームページより入手可能です。

問 20 どのような財産を担保にすればよいですか。

担保に供することが出来るのは、原則として、国債・地方債、有価証券、土地・建物、保証人の保証であって、猶予を申請する金額に相当するものに限ります。なお、すでに差押となっている財産がある場合は、その財産の価額も担保とみなします。

問 21 担保が提供できない場合はどうすればよいですか。

担保として提供できる種類の財産を所有していない場合などは、担保の提供を要しないものとし、その場合は、申請書の「担保財産の詳細又は提供できない特別の事情」欄にその旨を記載してください。

問 22 申請書は本人が提出しなければなりませんか。家族に代理で手続きを頼むことはできますか。

申請書の提出は、本人以外でもさしつかえありませんが、申請書は必ず本人の名義で記載していただく必要があります。

問 23 申請する猶予の期間は、どのように決めればよいですか。

1. 今後の平均的な収入及び支出の見込金額と今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額の差し引きから、「猶予期間の開始日」以降、月ごとの納付可能な額を算出します。
2. 「猶予期間の開始日」から「納付計画の最終日」までが、猶予の期間となります。なお、猶予の期間は1年以内となるように計画を作成していただく必要があります。

問 24 分納方法は、毎月納付しなければなりませんか。

原則として、毎月の分割納付によることとなりますが、これによることができないやむを得ない事情がある場合は、ご相談ください。

問 25 年金は2か月ごとにもらっているが、財産目録の収入の金額には、月あたりの入金額を記載すればよいですか。

そのとおりです。

問 26 申請書や財産目録の記載欄に書ききれない場合はどうしたらよいですか。

任意の用紙に記載のうえ、申請書等に添付して提出してください。

問 27 1年を超えて猶予を受けることはできませんか。

できません。ただし、猶予期間中にやむを得ない事情等により結果的に完納できなくなった場合は、すでに猶予を受けた期間と併せて最長2年まで猶予の延長を申請することができます。

問 28 内縁の妻が怪我で入院し、医療費を負担しているため、納税が困難になっています。内縁の妻は親族に含まれますか。

親族に含まれます。生計を一にしていれば、事実上婚姻関係にある者は生計を一にする親族として取り扱います。

5. 延滞金について

問 29 延滞金はどれくらいかかりますか。

その年によって率は変わりますが、令和3年現在は次のとおりです。

- ・納期限経過後1か月まで 年2.5%
- ・それ以降 年8.8%

問 30 延滞金が全額免除されるのは、どのような場合ですか。

災害又は盗難、病気又は負傷等の理由により、徴収の猶予が認められると、免除される場合があります。